

# 兵庫県分別収集促進計画（第5期）

平成19年8月

## I 計画策定の趣旨

容器包装リサイクル法に基づき、県域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、「兵庫県分別収集促進計画」(第5期：平成20年～24年度)を策定する。

本計画は、本県における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画である「兵庫県廃棄物処理計画」(平成19年4月改定)を基本としたものであり、市町の容器包装廃棄物対策のための指針となる計画である。

- ※ 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ※ 現分別収集促進計画（第4期）の計画期間は平成18年度～22年度

## II 計画の進捗状況と評価・課題

### 1 現状

第1期から第4期の兵庫県分別収集促進計画及び分別収集の実績は、図1のとおりである。分別収集量の実績値は、平成12年度以降計画値を下回り、7万t～8万tと横ばいで推移していたが、平成16年度以降増加傾向にあり、平成17年度には初めて10万tを超え、計画値に近づいた。

### 2 評価

神戸市の分別収集（6品目）が平成16年11月から本格的に開始されたこと、姫路市の10品目の分別収集が平成17年10月から開始されたため、分別収集量の大幅な増加が図られた。しかしながら、「その他プラ（ペットボトル以外のプラスチック）」や「その他紙（紙パック、段ボール以外の紙）」について、ストックヤード等の施設整備の遅れや住民周知などが進まず、計画値の達成に至っていない。

図1 容器包装廃棄物の分別収集量の推移

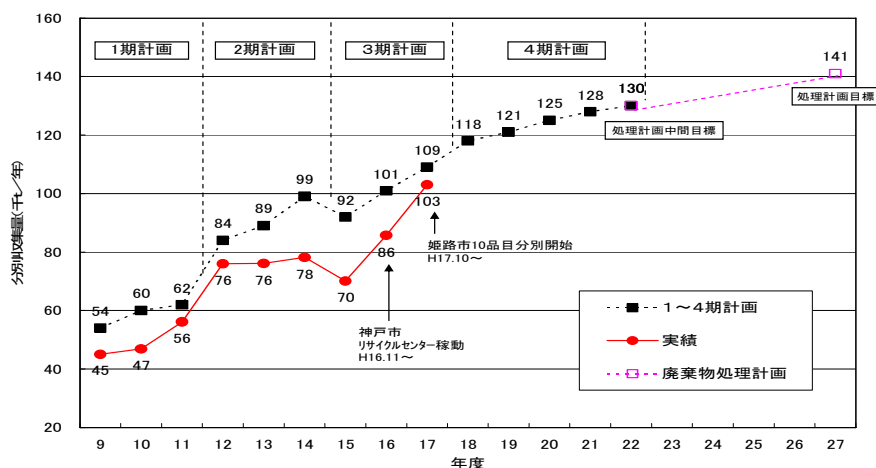


表1 県及び6市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市）の容器包装廃棄物分別収集量の推移 【単位：t】、()内は対12年度比

	兵庫県	6市	6市以外
H12年度	75,971	37,648	38,323
H16年度	85,682 (+13%)	49,804 (+32%)	35,878 (-6%)
H17年度	102,994 (+36%)	59,161 (+57%)	43,834 (+14%)

### 3 課題

第 5 期分別収集促進計画策定にあたっては、兵庫県廃棄物処理計画の平成 27 年度目標値達成に向けて、次の対策により分別収集を促進する必要がある。

- (1) 全ての市町で 10 品目の分別収集を目指す。
- (2) 施設整備が遅れている市町にあっては、施設整備を完了させる。
- (3) 分別収集についての県民の理解と周知を徹底する。

## Ⅲ 分別収集促進計画（第 5 期）

### 1 策定方針

兵庫県廃棄物処理計画の目標年度（平成 27 年度）において

#### ① 10 品目の分別収集を実施

ただし、サーマルリサイクル<sup>(注)</sup>を行っている市（尼崎市、加古川市、芦屋市）については、その他プラスチックを除く 9 品目の分別収集を実施

(注)サーマルリサイクル：ごみ焼却に伴い発生する廃熱を回収し、発電等に利用するもの

#### ② 分別収集率を現状から概ね 2 倍（全国平均予測値の約 10%アップ）にすること

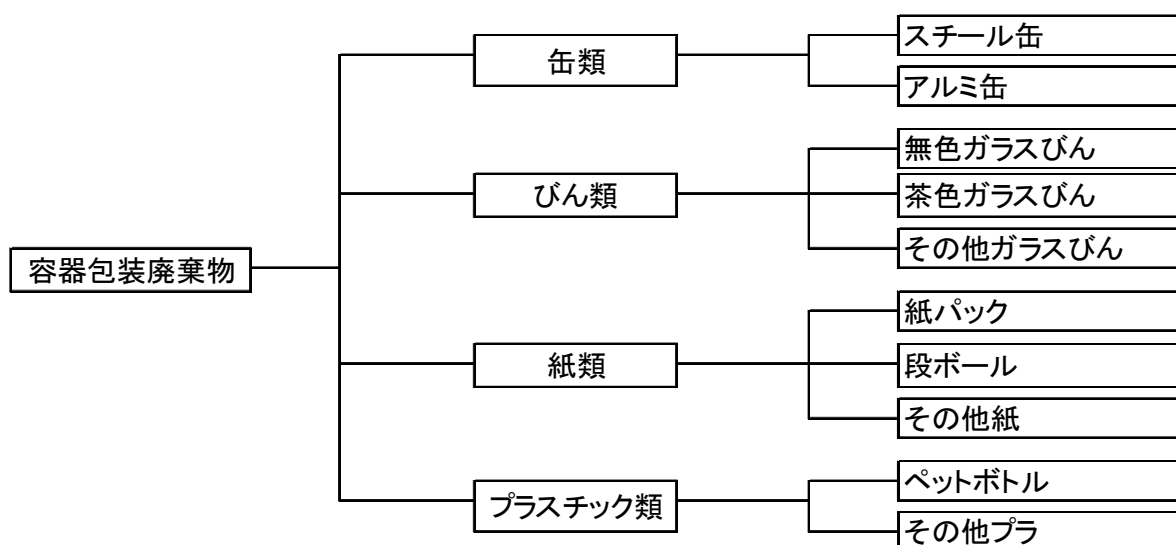
を目途に、第 5 期分別収集促進計画の目標年度である平成 24 年度における新たな目標を設定する。

### 2 計画期間

平成 20 年 4 月を始期とする 5 年間（3 年経過後に改定）

### 3 対象品目

次の 10 品目を対象としている。（第 2 期計画以降同じ。）



(1) 主として鋼製の容器包装に係る物（以下「スチール缶」という。）

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物（以下「アルミ缶」という。）

- (3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色のもの（以下「無色ガラスびん」という。）
- (4) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、茶色のもの（以下「茶色ガラスびん」という。）
- (5) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色または茶色のもの以外のもの（以下「その他ガラスびん」という。）
- (6) 主として紙製のものであって、飲料を充てんするための容器に係る物（以下「紙パック」という。）
- (7) 主として段ボール製の容器包装に係る物もの（以下「段ボール」という。）
- (8) 商品の容器包装うち、主として紙製のものであって、紙パック又は段ボール以外のもの（以下「その他紙製容器包装」という。）
- (9) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって、飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (10) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであって、ペットボトル以外のもの（以下「その他プラスチック製容器包装」という。及びこのうち、白色の発泡スチロール製の食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）

#### 4 目標値

廃棄物処理計画の目標年度（平成 27 年度）に設定した目標値を踏まえ、分別収集促進計画の目標値を設定する。

	平成 17 年度 (現状)	平成 24 年度目標 (分別収集促進計画目標年度)	平成 27 年度目標 (廃棄物処理計画目標年度)
10 品目分別収集する市町割合	12% (全国平均 約 28%)	60%以上 (全国平均(予測値)58%)	100% (サーマルリサイクルを除く)
容器包装廃棄物分別収集率	23.6% (全国平均 約 35%)	42%以上 (全国平均(予測値)42%)	50%以上 [現状の2倍以上 全国平均の1割以上アップ]

<参考>

#### 5 品目別の分別収集市町数

10 品目全てを分別収集する市町が平成 17 年度に 12%と全国平均を大きく下回っているため、平成 24 年度には全国平均（予測値 58%）並みの 60%以上とする目標達成に向け施設整備等を進める。（平成 27 年度にはサーマルリサイクルを実施している市以外は 100%を達成）

表 3 品目別分別収集状況（ランク別市町数）

ランク	(実績)	(計画)					(目標)	
	H17年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H24	H27
Aランク (10品目)	3市2町 (12%)	13市7町 (49%)	13市7町 (49%)	16市8町 (59%)	17市8町 (61%)	18市9町 (66%)	60%	93%
Bランク (7~9品目)	21市8町 (70%)	16市4町 (49%)	16市4町 (49%)	13市4町 (41%)	12市4町 (39%)	11市3町 (34%)	40%	7%
Cランク (6品目以下)	5市2町 (17%)	1町 (2%)	1町 (2%)	—	—	—	—	—

※Aランクの(目標)H27の93%は、100%からサーマルリサイクルを実施している市を除いたもの。

## 6 分別収集率

分別収集率は、平成 17 年度には 23.6%と全国平均を下回っているため平成 24 年度には全国平均（予測値 42%）以上を目標に、住民の理解と周知を徹底する。（平成 27 年度には現状の 2 倍以上（全国平均の 10%以上アップ）を達成）

表 4 県及び 6 市（表 1 に同じ）等の分別収集率計画値（単位：%）

	実績	計画					目標	
	H17年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H24	H27
兵庫県全体	23.6	34.3	35.1	39.5	40.5	42.2	42	50
6市	23.3	30.6	31.5	37.7	39.0	41.2		
6市以外	24.0	40.4	41.1	42.5	42.9	43.8		

↑  
 神戸市が「その他プラスチック」の本格的分別収集を開始

↑  
 西宮市が「その他プラスチック」の分別収集を開始

## 7 今後の市町指導方策

平成 27 年度目標（10 品目分別収集する市町割合 93%・分別収集率 50%以上）を目指し、以下の取組を強化する。

- ア 10 品目の分別が計画されていない市町に対し、10 品目の分別収集計画を策定させる。
- イ 特に取組が遅れている「紙類（紙パック、その他紙）」については、集団回収手法を全域で行うよう市町の積極的な関与を指導する。
- ウ 施設整備が遅れている市町については、施設整備を完了させる。
- エ 県民の理解と協力により分別収集が徹底されるよう周知するため、分別収集運動等の先進事例をとりまとめ、各市町に合った展開手法を指導する。

## 8 兵庫県の容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する施策

排出抑制及び分別収集の促進に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県市町廃棄物処理協議会（平成19年5月設立）<b>新規</b> 県及び県内市町の連携強化を図り、廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組について協議する。（ごみ有料化、店頭回収、古紙回収などについてワーキングを行い、各市町の実践を促す。）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジ袋削減対策等の推進 <b>新規</b> ひょうごレジ袋削減推進会議(平成19年6月設立)により、事業者、消費者、行政の連携のもと、レジ袋有料化、マイバック運動等によるレジ袋削減を全県的に推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県5R生活推進会議 生産、流通、消費、再生の各界の関係者と市町及び県で、廃棄物の排出抑制、再生利用に関する協議、検討を行い、その対策を推進する。 また、兵庫県連合婦人会、兵庫県消費者団体連絡協議会、神戸市消費者協会の3団体を中心となって実施する「環境にやさしい買物運動」を支援する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民運動等の展開指導 <b>新規</b> 県民の理解と協力により分別収集が徹底されるよう周知するため、分別収集運動等の先進事例をとりまとめ、各市町に合った手法展開を指導する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活系一般廃棄物の有料化（拡充） 全市町における有料化の早期導入を促進し、廃棄物の排出量削減を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみ処理料金の適正化 <b>新規</b> 事業者の理解を求めた上で料金の見直しを促進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみ（古紙）のリサイクルシステムの構築 <b>新規</b> 中小企業の古紙をリサイクルするシステムを構築し、分別収集を一層促進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別収集の品目数による市町のランク付け <b>新規</b> 本計画で分別収集の品目数による市町のランク付けを行い、ランクアップを促進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民による集団回収等の促進 市町が積極的に集団回収を支援するよう働きかけ、一層の分別収集の促進を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 量販店等における店頭回収の促進（拡充） 店頭回収実績を集約・整理し、取組が遅れている量販店に対して協力を依頼する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫型デポジットシステムの推進 従来の市町のステーション回収から、空き缶等について小学校、公民館等に設置したデポジット回収機で回収に変更する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「スリム・リサイクル宣言の店」制度の拡充 ごみの減量化や再資源化に取り組む量販店を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」（スリム・リサイクル宣言の店）として指定し、排出抑制、分別収集を促進する。</li> </ul>
	知識の普及
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習・教育の展開 エコハウスなどを活用した環境学習により、環境配慮型の価値観を育成する。</li> </ul>	
情報交換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県市町廃棄物処理協議会による・県及び市町の連携及び情報交換（再掲）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうごレジ袋削減推進会議による事業者、消費者、行政の連携と情報交換（再掲）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県5R生活推進会議による 生産、流通、消費、再生関係者と県及び市町の情報交換（再掲）</li> </ul>

\* 容器リサイクル法第9条第2項第4号の規定による。

**資料**

1 市町における分別収集品目数

容器リサイクル法対象物 分別数によるランク付け  
(市町での選別後)

【平成20年度】

ランク	分別数	市町名	分別数	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ペットボトル	ダンボール	その他紙	その他プラ	市町数
						無色	茶色	その他						
A	10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13市7町
		姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B	7～9	尼崎市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	16市4町
		西宮市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		洲本市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		相生市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		三木市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		川西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		加西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		養父市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		南あわじ市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		宍粟市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		猪名川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		新温泉町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		芦屋市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
		高砂市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
		小野市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
		三田市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
篠山市	8	○	○	○	○	○	■	○	○	■	○			
市川町	8	○	○	○	○	○	■	○	○	■	○			
神河町	8	○	○	○	○	○	■	○	○	■	○			
加古川市	7	○	○	○	○	○	■	○	○	■	■			
C	6以下	佐用町	5	○	○	○	○	■	■	○	■	■	1町	
合計市町数				41	41	41	41	40	36	40	41	24	31	

容器リサイクル法対象物 分別数によるランク付け  
(市町での選別後)

【平成21年度】

ランク	分別数	市町名	分別数	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ペットボトル	ダンボール	その他紙	その他プラ	市町数
						無色	茶色	その他						
A	10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13市7町
		姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B	7～9	尼崎市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	16市4町
		西宮市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		洲本市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		相生市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		三木市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		川西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		加西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		養父市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		南あわじ市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		宍粟市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		猪名川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		新温泉町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		芦屋市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
		高砂市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
		小野市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
三田市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■			
篠山市	8	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○			
市川町	8	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○			
神河町	8	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○			
加古川市	7	○	○	○	○	○	○	■	○	○	■			
C	6以下	佐用町	5	○	○	○	○	■	■	○	■	■	1町	
合計市町数				41	41	41	41	40	36	40	41	24	31	

容器リサイクル法対象物 分別数によるランク付け  
(市町での選別後)

【平成22年度】

ランク	分別数	市町名	分別数	スチール缶	アル缶	びん			紙パック	ペットボトル	ダンボール	その他紙	その他プラ	市町数	
						無色	茶色	その他							
A	10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16市8町	
		姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B	7～9	尼崎市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	13市4町	
		西宮市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		洲本市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		相生市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		加古川市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		三木市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		川西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		三田市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		加西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		篠山市	9	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○		
		南あわじ市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		猪名川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		新温泉町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
		芦屋市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■		
高砂市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■				
市川町	8	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○				
神河町	8	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○				
合計市町数				41	41	41	41	41	38	41	41	29	35		



容器リサイクル法対象物 分別数によるランク付け  
(市町での選別後)

【平成23年度】

ランク	分別数	市町名	分別数	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ペットボトル	ガンボール	その他紙	その他プラ	市町数
						無色	茶色	その他						
A	10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17市8町
		姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B	7～9	尼崎市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	12市4町
		西宮市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		洲本市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		相生市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		加古川市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		三木市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		高砂市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		川西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		三田市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		篠山市	9	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	
		南あわじ市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		猪名川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	
		新温泉町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
		芦屋市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
市川町	8	○	○	○	○	○	■	○	○	■	○			
神河町	8	○	○	○	○	○	■	○	○	■	○			
合計市町数				41	41	41	41	41	38	41	41	30	36	

容器リサイクル法対象物 分別数によるランク付け  
(市町での選別後)

【平成24年度】

ランク	分別数	市町名	分別数	スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ペットボトル	ガンボール	その他紙	その他プラ	市町数	
						無色	茶色	その他							
A	10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18市9町	
		姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		西宮市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新温泉町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B	7～9	尼崎市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11市3町	
		洲本市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		相生市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		加古川市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		三木市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		高砂市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		川西市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		三田市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		篠山市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		南あわじ市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		猪名川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		芦屋市	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市川町	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
神河町	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
合計市町数				41	41	41	41	41	38	41	41	30	38		

## 2 品目別排出量の見込み

県内で排出される容器包装廃棄物の品目別排出量の計画値は、表のとおりであり、スチール缶やびん類は消費量の減少に伴い排出量も減少し、その他は、ほぼ横ばいで推移する。

表 品目別排出量計画値 (単位：t)

品目/年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
缶類	スチール缶	16,399	16,154	15,931	15,732	15,509
	アルミ缶	7,698	7,802	7,906	8,026	8,115
びん類	無色ガラスびん	25,148	24,744	24,351	24,030	23,653
	茶色ガラスびん	15,591	15,407	15,239	15,096	14,924
	その他ガラスびん	6,488	6,426	6,368	6,328	6,278
紙類	紙パック	7,565	7,587	7,588	7,601	7,585
	段ボール	57,591	57,650	57,736	57,731	57,615
	その他紙	70,840	70,582	70,246	70,057	69,723
プラスチック類	ペットボトル	19,655	20,126	20,537	20,974	21,340
	その他プラ	139,352	139,557	139,627	139,872	139,881
合計		366,327	366,035	365,529	365,447	364,623

## 3 分別収集量の見込み

県内の容器包装廃棄物の分別収集量は表のとおりであり、平成17年度実績の102,994tから平成24年度には153,701tに約50%増加する。

また、品目別に見ると、缶類、びん類及び段ボールについては、ほぼ横ばいで推移するが、市町の分別品目が増えることから、紙パック、その他紙及びその他プラスチックについては、今後大幅に増加する。

表 品目ごとの分別収集量計画値等 (単位：t)

品目/年度		H17年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H27年度
缶類	スチール缶	12,552	12,422	12,396	12,475	12,333	12,174	12,135
	アルミ缶	5,479	5,654	5,841	6,065	6,160	6,231	6,586
びん類	無色ガラスびん	16,786	17,103	17,040	17,046	16,818	16,573	16,754
	茶色ガラスびん	9,750	10,473	10,457	10,504	10,411	10,329	10,797
	その他ガラスびん	5,014	4,340	4,338	4,394	4,367	4,352	3,960
紙類	紙パック	942	1,131	1,146	1,242	1,327	1,326	1,523
	段ボール	31,911	37,000	37,719	38,169	38,198	38,201	42,098
	その他紙	3,421	9,072	9,201	10,561	11,603	11,731	13,005
プラスチック類	ペットボトル	9,314	10,491	10,978	11,538	11,807	12,041	13,392
	その他プラ	7,826	17,826	19,266	32,290	34,891	40,743	53,795
合計		102,994	125,512	128,382	144,284	147,915	153,701	174,045

注：平成17年度は実績、平成27年度は推計

○市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第9条第2項第1号の規定による)

別表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	102,390	102,450	102,500	102,690	102,810
201	姫路市	36,164	35,977	35,788	35,663	35,534
202	尼崎市	28,423	28,544	28,663	28,625	28,584
203	明石市	17,631	17,146	16,988	16,822	16,696
204	西宮市	31,953	32,217	32,465	32,811	32,976
205	洲本市	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230
206	芦屋市	7,483	7,592	7,700	7,745	7,793
207	伊丹市	15,114	15,081	15,050	15,039	14,967
208	相生市	810	800	790	780	770
209	豊岡市	2,881	2,875	2,863	2,851	2,836
210	加古川市	14,139	14,213	13,792	13,674	13,558
212	赤穂市	4,738	4,734	4,729	4,725	4,722
214	宝塚市	14,246	14,265	14,287	14,276	14,262
215	三木市	4,876	4,752	4,634	4,522	4,416
216	高砂市	5,498	5,480	5,463	5,445	5,430
217	川西市	11,579	11,655	11,733	11,809	11,883
218	小野市	3,257	3,216	3,175	3,133	3,088
219	三田市	7,636	7,643	7,639	7,653	7,617
220	加西市	2,207	2,223	2,242	2,261	2,281
221	篠山市	2,832	2,890	2,919	2,953	2,954
222	養父市	1,882	1,845	1,803	1,771	1,735
223	丹波市	4,453	4,417	4,379	4,362	3,981
224	南あわじ市	4,125	4,095	4,066	4,037	4,009
225	朝来市	2,294	2,281	2,268	2,258	2,243
226	淡路市	6,430	6,338	6,249	6,161	6,072
227	宍粟市	2,314	2,401	2,492	2,587	2,684
228	加東市	1,203	1,183	1,166	1,153	1,139
229	たつの市	4,945	4,923	4,898	4,874	4,847
301	猪名川町	2,410	2,455	2,505	2,556	2,607
381	稲美町	2,367	2,367	2,367	2,367	2,367
382	播磨町	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507
443	福崎町	1,043	1,045	1,050	1,056	1,055
464	太子町	1,977	1,977	1,979	1,977	1,974
481	上郡町	1,146	1,148	1,149	1,136	1,122
501	佐用町	1,946	1,921	1,899	1,875	1,850
585	香美町	1,314	1,309	1,306	1,306	1,306
596	新温泉町	1,669	1,652	1,638	1,625	1,609
829	北播磨清掃事務組合	5,539	5,518	5,489	5,468	5,449
925	中播北部行政事務組合	676	670	669	664	660
	上記の合算量	366,327	366,035	365,529	365,447	364,623

神戸市の排出量	102,390	102,450	102,500	102,690	102,810
神戸市を除く40市町の合計排出量	263,937	263,585	263,029	262,757	261,813

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表2 特定分別基準適合物(無色ガラスびん)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	5,920	5,850	5,770	5,570	5,360
201	姫路市	1,935	1,925	1,915	1,908	1,901
202	尼崎市	1,047	1,078	1,109	1,107	1,106
203	明石市	431	410	390	372	354
204	西宮市	975	984	992	1,000	1,008
205	洲本市	110	120	130	130	130
206	芦屋市	211	214	217	218	219
207	伊丹市	516	515	514	513	511
208	相生市	140	139	138	137	136
209	豊岡市	283	282	281	280	278
210	加古川市	936	936	936	936	936
212	赤穂市	84	84	84	84	84
214	宝塚市	273	268	263	257	252
215	三木市	227	223	219	216	213
216	高砂市	310	309	308	307	306
217	川西市	507	510	513	517	520
218	小野市	163	160	158	156	154
219	三田市	503	503	503	503	501
220	加西市	173	176	180	183	187
221	篠山市	59	60	61	62	62
222	養父市	97	100	99	99	99
223	丹波市	285	281	278	277	276
224	南あわじ市	142	140	139	138	137
225	朝来市	156	153	148	144	140
226	淡路市	170	168	165	163	161
227	宍粟市	80	83	171	179	186
228	加東市	106	103	100	98	95
229	たつの市	207	206	205	203	202
301	猪名川町	127	130	132	135	137
381	稲美町	89	89	89	89	89
382	播磨町	119	119	119	119	119
443	福崎町	33	33	34	34	35
464	太子町	84	84	84	84	84
481	上郡町	60	62	65	63	61
501	佐用町	17	17	16	16	16
585	香美町	81	79	78	78	78
586	新温泉町	78	78	75	75	74
829	北播磨清掃事務組合	312	311	310	309	307
925	中播北部行政事務組合	57	58	58	59	59
上記の合算量		17,103	17,040	17,046	16,818	16,573

神戸市の収集量	5,920	5,850	5,770	5,570	5,360
神戸市を除く40市町の合計収集量	11,183	11,190	11,276	11,248	11,213

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表3 特定分別基準適合物(茶色ガラスびん)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	1,950	1,920	1,890	1,810	1,740
201	姫路市	1,158	1,152	1,146	1,142	1,138
202	尼崎市	757	779	801	800	799
203	明石市	547	548	549	550	551
204	西宮市	697	703	709	715	721
205	洲本市	120	130	140	140	140
206	芦屋市	100	101	103	103	104
207	伊丹市	403	402	401	400	399
208	相生市	90	89	88	87	86
209	豊岡市	316	315	315	313	311
210	加古川市	544	544	544	544	544
212	赤穂市	99	99	99	99	99
214	宝塚市	236	228	221	214	206
215	三木市	142	139	137	135	133
216	高砂市	224	223	222	221	221
217	川西市	283	285	287	288	290
218	小野市	129	128	126	124	123
219	三田市	235	235	235	235	234
220	加西市	158	159	162	165	168
221	篠山市	88	89	90	91	91
222	養父市	113	115	114	114	112
223	丹波市	242	238	236	236	236
224	南あわじ市	263	261	259	257	255
225	朝来市	144	144	143	143	143
226	淡路市	173	170	168	165	163
227	宍粟市	110	113	173	180	188
228	加東市	104	100	97	94	91
229	たつの市	139	138	138	137	136
301	猪名川町	92	94	96	98	99
381	稲美町	64	64	64	64	64
382	播磨町	69	69	69	69	69
443	福崎町	33	33	34	34	35
464	太子町	57	57	57	57	57
481	上郡町	51	53	55	52	50
501	佐用町	39	39	39	38	38
585	香美町	98	95	94	94	94
586	新温泉町	75	75	73	73	72
829	北播磨清掃事務組合	276	275	274	273	272
925	中播北部行政事務組合	55	56	56	57	57
上記の合算量		10,473	10,457	10,504	10,411	10,329

神戸市の収集量	1,950	1,920	1,890	1,810	1,740
神戸市を除く40市町の合計収集量	8,523	8,537	8,614	8,601	8,589

\*: 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表4 特定分別基準適合物(その他ガラスびん)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	960	970	960	940	930
201	姫路市	446	444	442	441	440
202	尼崎市	194	200	206	206	205
203	明石市	94	76	62	51	43
204	西宮市	221	222	224	225	227
205	洲本市	26	28	30	30	30
206	芦屋市	126	128	130	130	131
207	伊丹市	378	378	379	379	379
208	相生市	30	29	28	27	26
209	豊岡市	253	252	251	250	249
210	加古川市	227	225	222	220	218
212	赤穂市	20	20	20	20	20
214	宝塚市	136	137	137	138	139
215	三木市	54	53	52	51	50
216	高砂市	85	85	84	84	84
217	川西市	152	153	154	155	156
218	小野市	29	29	28	28	28
219	三田市	130	130	129	130	129
220	加西市	35	36	37	38	39
221	篠山市	14	14	15	15	15
222	養父市	11	11	11	11	11
223	丹波市	57	56	55	55	55
224	南あわじ市	17	17	17	17	17
225	朝来市	37	35	35	34	33
226	淡路市	43	43	42	42	41
227	宍粟市	68	71	141	146	153
228	加東市	22	21	20	20	19
229	たつの市	171	170	169	168	167
301	猪名川町	30	31	31	32	32
381	稲美町	21	21	21	21	21
382	播磨町	24	24	24	24	24
443	福崎町	28	28	29	29	30
464	太子町	69	69	69	69	69
481	上郡町	9	9	10	10	10
501	佐用町	0	0	8	8	10
585	香美町	16	16	16	16	16
586	新温泉町	40	40	39	39	38
829	北播磨清掃事務組合	58	57	57	57	57
925	中播北部行政事務組合	9	10	10	11	11
上記の合算量		4,340	4,338	4,394	4,367	4,352

神戸市の収集量	960	970	960	940	930
神戸市を除く40市町の合計収集量	3,380	3,368	3,434	3,427	3,422

\*: 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表5 特定分別基準適合物(その他紙製容器包装)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	150	150	150	150	150
201	姫路市	3,704	3,685	3,666	3,653	3,640
202	尼崎市	1,002	1,002	1,002	1,000	999
203	明石市	1,716	1,736	1,758	1,778	1,798
204	西宮市	382	385	388	393	395
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	304	356	409	464	515
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	215	214	213	212	211
210	加古川市	0	0	890	1,780	1,779
212	赤穂市	217	216	216	216	216
214	宝塚市	418	460	506	556	612
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	137	135	133
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	1	1
221	篠山市	0	0	40	40	40
222	養父市	2	4	162	160	158
223	丹波市	14	14	14	15	15
224	南あわじ市	0	0	0	0	0
225	朝来市	137	156	175	193	192
226	淡路市	24	24	24	24	24
227	宍粟市	0	0	2	2	2
228	加東市	20	27	38	54	75
229	たつの市	241	240	238	237	236
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	158	158	158	158	158
382	播磨町	27	27	27	27	27
443	福崎町	140	147	147	154	154
464	太子町	89	89	89	89	89
481	上郡町	1	1	1	1	1
501	佐用町	0	0	1	1	1
585	香美町	10	10	10	10	10
586	新温泉町	32	32	32	32	32
829	北播磨清掃事務組合	69	68	68	68	68
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
上記の合算量		9,072	9,201	10,561	11,603	11,731

神戸市の収集量	150	150	150	150	150
神戸市を除く40市町の合計収集量	8,922	9,051	10,411	11,453	11,581

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。



○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表6 特定分別基準適合物(ペットボトル)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	4,380	4,740	5,100	5,340	5,550
201	姫路市	529	527	525	524	523
202	尼崎市	1,354	1,443	1,533	1,531	1,528
203	明石市	537	547	558	568	578
204	西宮市	527	532	537	541	545
205	洲本市	65	70	72	72	72
206	芦屋市	84	85	86	87	87
207	伊丹市	429	428	427	426	424
208	相生市	80	78	76	74	72
209	豊岡市	98	98	98	97	97
210	加古川市	281	281	281	281	281
212	赤穂市	107	107	107	107	106
214	宝塚市	380	390	401	412	422
215	三木市	80	81	78	75	73
216	高砂市	120	119	119	119	118
217	川西市	200	201	202	204	205
218	小野市	34	34	33	33	32
219	三田市	170	175	180	186	190
220	加西市	48	49	50	51	52
221	篠山市	81	82	83	84	84
222	養父市	47	47	45	45	45
223	丹波市	121	119	118	117	117
224	南あわじ市	91	90	90	89	88
225	朝来市	48	48	47	47	47
226	淡路市	66	65	64	63	62
227	宍粟市	5	5	72	75	78
228	加東市	26	27	27	28	29
229	たつの市	136	136	135	134	134
301	猪名川町	58	60	61	62	63
381	稲美町	27	27	27	27	27
382	播磨町	36	36	36	36	36
443	福崎町	30	32	33	35	36
464	太子町	39	39	39	39	39
481	上郡町	21	22	23	22	21
501	佐用町	0	0	18	18	22
585	香美町	38	39	39	39	39
586	新温泉町	40	40	40	40	40
829	北播磨清掃事務組合	48	48	47	47	47
925	中播北部行政事務組合	30	31	31	32	32
上記の合算量		10,491	10,978	11,538	11,807	12,041

神戸市の収集量	4,380	4,740	5,100	5,340	5,550
神戸市を除く40市町の合計収集量	6,111	6,238	6,438	6,467	6,491

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表7 特定分別基準適合物(その他プラ)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	930	2,070	14,260	15,660	17,060
201	姫路市	4,613	4,589	4,565	4,549	4,533
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	31	31	31	900	2,115
204	西宮市	0	0	0	0	2,465
205	洲本市	4	5	5	5	5
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	1,407	1,404	1,401	1,397	1,393
208	相生市	180	178	176	174	172
209	豊岡市	427	426	424	422	420
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	351	350	350	350	349
214	宝塚市	2,510	2,540	2,570	2,594	2,618
215	三木市	962	984	985	970	941
216	高砂市	0	0	0	33	33
217	川西市	1,583	1,593	1,604	1,614	1,624
218	小野市	0	0	268	265	261
219	三田市	0	0	105	315	1,043
220	加西市	18	18	19	19	20
221	篠山市	177	180	182	184	184
222	養父市	0	0	246	244	241
223	丹波市	906	928	987	987	983
224	南あわじ市	5	191	234	278	320
225	朝来市	281	318	355	393	391
226	淡路市	1	1	1	2	2
227	宍粟市	1	1	2	2	2
228	加東市	285	286	288	290	291
229	たつの市	422	419	417	415	413
301	猪名川町	432	440	448	456	464
381	稲美町	182	182	182	182	182
382	播磨町	297	297	297	297	297
443	福崎町	200	210	210	220	220
464	太子町	172	172	172	172	172
481	上郡町	64	66	69	67	65
501	佐用町	0	0	53	53	65
585	香美町	401	405	405	405	405
586	新温泉町	0	0	0	0	20
829	北播磨清掃事務組合	818	815	812	809	806
925	中播北部行政事務組合	166	167	167	168	168
上記の合算量		17,826	19,266	32,290	34,891	40,743

神戸市の収集量	930	2,070	14,260	15,660	17,060
神戸市を除く40市町の合計収集量	16,896	17,196	18,030	19,231	23,683

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表7の2 特定分別基準適合物(その他プラ(白色トレイ収集を含まない))の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	650	1,790	13,980	15,380	16,780
201	姫路市	4,613	4,589	4,565	4,549	4,533
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	31	31	31	900	2,115
204	西宮市	0	0	0	0	2,319
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	1,407	1,404	1,401	1,397	1,393
208	相生市	150	148	146	144	142
209	豊岡市	427	426	424	422	420
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	351	350	350	350	349
214	宝塚市	2,510	2,540	2,570	2,594	2,618
215	三木市	962	984	985	970	941
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	1,583	1,593	1,604	1,614	1,624
218	小野市	0	0	261	258	254
219	三田市	0	0	105	315	1,043
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	177	180	182	184	184
222	養父市	0	0	241	239	236
223	丹波市	876	897	953	951	947
224	南あわじ市	0	186	229	273	315
225	朝来市	274	312	349	387	385
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	285	286	288	290	291
229	たつの市	422	419	417	415	413
301	猪名川町	432	440	448	456	464
381	稲美町	182	182	182	182	182
382	播磨町	297	297	297	297	297
443	福崎町	200	210	210	220	220
464	太子町	172	172	172	172	172
481	上郡町	61	63	66	64	62
501	佐用町	0	0	52	52	64
585	香美町	401	405	405	405	405
586	新温泉町	0	0	0	0	17
829	北播磨清掃事務組合	818	815	812	809	806
925	中播北部行政事務組合	166	167	167	168	168
	上記の合算量	17,447	18,886	31,892	34,457	40,159

神戸市の収集量	650	1,790	13,980	15,380	16,780
神戸市を除く40市町の合計収集量	16,797	17,096	17,912	19,077	23,379

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表8 特定分別基準適合物(その他プラのうち白色トレイのみの収集分)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	280	280	280	280	280
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	146
205	洲本市	4	5	5	5	5
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	30	30	30	30	30
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	33	33
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	7	7	7
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	18	18	19	19	20
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	5	5	5
223	丹波市	30	31	34	36	36
224	南あわじ市	5	5	5	5	5
225	朝来市	7	6	6	6	6
226	淡路市	1	1	1	2	2
227	宍粟市	1	1	2	2	2
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	3	3	3	3	3
501	佐用町	0	0	1	1	1
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	3
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
	上記の合算量	379	380	398	434	584

神戸市の収集量	280	280	280	280	280
神戸市を除く40市町の合計収集量	99	100	118	154	304

\*: 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表9 指定法人に引き渡す無色ガラスびんの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	850	1,070	1,280	1,240	1,190
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	69	69	69	69	69
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	211	214	217	218	219
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	936	936	936	936	936
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	306	305	304	303	302
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	123	138	137	136	135
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	170	168	165	163	161
227	宍粟市	80	83	171	179	186
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	127	130	132	135	137
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	60	62	65	63	61
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	81	79	78	78	78
586	新温泉町	78	78	75	75	74
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	17	18	18	19	19
	上記の合算量	3,108	3,350	3,647	3,614	3,567

神戸市の収集量	850	1,070	1,280	1,240	1,190
神戸市を除く40市町の合計収集量	2,258	2,280	2,367	2,374	2,377

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表10 指定法人に引き渡す茶色ガラスびんの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	280	350	420	400	390
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	81	81	81	81	81
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	100	101	103	103	104
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	544	544	544	544	544
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	215	214	213	212	212
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	240	259	257	255	253
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	173	170	168	165	163
227	宍粟市	110	113	173	180	188
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	92	94	96	98	99
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	51	53	55	52	50
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	79	76	75	75	75
586	新温泉町	75	75	73	73	72
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	16	17	17	18	18
	上記の合算量	2,056	2,147	2,275	2,256	2,249

神戸市の収集量	280	350	420	400	390
神戸市を除く40市町の合計収集量	1,776	1,797	1,855	1,856	1,859

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表11 指定法人に引き渡すその他ガラスびんの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	140	180	210	210	210
201	姫路市	0	0	442	441	440
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	21	21	21	21	21
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	126	128	130	130	131
207	伊丹市	378	378	379	379	379
208	相生市	30	29	28	27	26
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	227	225	222	220	218
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	136	137	137	138	139
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	85	85	84	84	84
217	川西市	152	153	154	155	156
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	57	56	55	55	55
224	南あわじ市	17	17	17	17	17
225	朝来市	37	35	35	34	33
226	淡路市	43	43	42	42	41
227	宍粟市	68	71	141	146	153
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	30	31	31	32	32
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	9	9	10	10	10
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	16	16	16	16	16
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	9	10	10	11	11
上記の合算量		1,581	1,624	2,164	2,168	2,172

神戸市の収集量	140	180	210	210	210
神戸市を除く40市町の合計収集量	1,441	1,444	1,954	1,958	1,962

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表12 指定法人に引き渡すその他紙製容器包装の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	0	0	0	0	0
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	217	216	216	216	216
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	137	135	133
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	0	0	0	0	0
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	2	2	2
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
	上記の合算量	217	216	355	353	351

神戸市の収集量	0	0	0	0	0
神戸市を除く40市町の合計収集量	217	216	355	353	351

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。



○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表13 指定法人に引き渡すペットボトルの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	3,980	4,330	4,670	4,890	5,080
201	姫路市	529	527	525	524	523
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	84	85	86	87	87
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	98	98	98	97	97
210	加古川市	281	281	281	281	281
212	赤穂市	50	50	50	50	50
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	80	81	78	75	73
216	高砂市	120	119	119	119	118
217	川西市	0	201	202	204	205
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	16	16	16	17	17
222	養父市	24	24	23	23	23
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	30	90	90	89	88
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	66	65	64	63	62
227	宍粟市	5	5	72	75	78
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	63	64	63	62	63
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	27	27	27	27	27
382	播磨町	36	36	36	36	36
443	福崎町	7	7	7	7	7
464	太子町	19	19	19	19	19
481	上郡町	21	22	23	22	21
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	38	39	39	39	39
586	新温泉町	40	40	40	40	40
829	北播磨清掃事務組合	48	48	47	47	47
925	中播北部行政事務組合	18	19	19	20	20
	上記の合算量	5,680	6,293	6,694	6,913	7,101

神戸市の収集量	3,980	4,330	4,670	4,890	5,080
神戸市を除く40市町の合計収集量	1,700	1,963	2,024	2,023	2,021

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表14 指定法人に引き渡すその他プラスチック製容器包装の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	650	1,790	13,980	15,380	16,780
201	姫路市	0	0	4,565	4,549	4,533
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	31	31	31	900	2,115
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	4	5	5	5	5
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	1,007	1,005	1,003	1,000	997
208	相生市	150	148	146	144	142
209	豊岡市	427	426	424	422	420
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	351	350	350	350	349
214	宝塚市	2,510	2,540	2,570	2,594	2,618
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	33	33
217	川西市	1,583	1,593	1,604	1,614	1,624
218	小野市	0	0	268	265	261
219	三田市	0	0	105	315	1,043
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	177	180	182	184	184
222	養父市	0	0	246	244	241
223	丹波市	876	897	953	951	947
224	南あわじ市	1	191	234	278	320
225	朝来市	281	318	355	393	391
226	淡路市	1	1	1	2	2
227	宍粟市	1	1	2	2	2
228	加東市	285	286	288	290	291
229	たつの市	401	398	396	394	392
301	猪名川町	432	440	448	456	464
381	稲美町	182	182	182	182	182
382	播磨町	297	297	297	297	297
443	福崎町	200	210	210	220	220
464	太子町	163	163	163	163	163
481	上郡町	64	66	69	67	65
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	20
829	北播磨清掃事務組合	818	815	812	809	806
925	中播北部行政事務組合	38	39	39	40	40
	上記の合算量	10,930	12,372	29,928	32,543	35,947

神戸市の収集量	650	1,790	13,980	15,380	16,780
神戸市を除く40市町の合計収集量	10,280	10,582	15,948	17,163	19,167

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表14の2 指定法人に引き渡すその他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない)の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	650	1,790	13,980	15,380	16,780
201	姫路市	0	0	4,565	4,549	4,533
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	31	31	31	900	2,115
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	1,007	1,005	1,003	1,000	997
208	相生市	150	148	146	144	142
209	豊岡市	427	426	424	422	420
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	351	350	350	350	349
214	宝塚市	2,510	2,540	2,570	2,594	2,618
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	1,583	1,593	1,604	1,614	1,624
218	小野市	0	0	261	258	254
219	三田市	0	0	105	315	1,043
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	177	180	182	184	184
222	養父市	0	0	241	239	236
223	丹波市	876	897	953	951	947
224	南あわじ市	0	186	229	273	315
225	朝来市	274	312	349	387	385
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	285	286	288	290	291
229	たつの市	401	398	396	394	392
301	猪名川町	432	440	448	456	464
381	稲美町	182	182	182	182	182
382	播磨町	297	297	297	297	297
443	福崎町	200	210	210	220	220
464	太子町	163	163	163	163	163
481	上郡町	61	63	66	64	62
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	17
829	北播磨清掃事務組合	818	815	812	809	806
925	中播北部行政事務組合	38	39	39	40	40
上記の合算量		10,913	12,351	29,894	32,475	35,876

神戸市の収集量	650	1,790	13,980	15,380	16,780
神戸市を除く40市町の合計収集量	10,263	10,561	15,914	17,095	19,096

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(指定法人\*\*に引き渡す量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表15 指定法人に引き渡すその他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	0	0	0	0	0
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	0
205	洲本市	4	5	5	5	5
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	33	33
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	7	7	7
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	5	5	5
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	1	5	5	5	5
225	朝来市	7	6	6	6	6
226	淡路市	1	1	1	2	2
227	宍粟市	1	1	2	2	2
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	3	3	3	3	3
501	佐用町	0	0	0	0	0
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	3
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
	上記の合算量	17	21	34	68	71

神戸市の収集量	0	0	0	0	0
神戸市を除く40市町の合計収集量	17	21	34	68	71

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\*\* : 指定法人とは、主務大臣が再商品化業務を適正に行う物として指定した法人をいう。  
市町は、指定法人に分別基準適合物を引渡し、再商品化する。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表16 別ルートで再資源化される無色ガラスびんの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	5,070	4,780	4,490	4,330	4,170
201	姫路市	1,935	1,925	1,915	1,908	1,901
202	尼崎市	1,047	1,078	1,109	1,107	1,106
203	明石市	362	341	321	303	285
204	西宮市	975	984	992	1,000	1,008
205	洲本市	110	120	130	130	130
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	516	515	514	513	511
208	相生市	140	139	138	137	136
209	豊岡市	283	282	281	280	278
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	84	84	84	84	84
214	宝塚市	273	268	263	257	252
215	三木市	227	223	219	216	213
216	高砂市	4	4	4	4	4
217	川西市	507	510	513	517	520
218	小野市	163	160	158	156	154
219	三田市	503	503	503	503	501
220	加西市	173	176	180	183	187
221	篠山市	59	60	61	62	62
222	養父市	97	100	99	99	99
223	丹波市	285	281	278	277	276
224	南あわじ市	19	2	2	2	2
225	朝来市	156	153	148	144	140
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	106	103	100	98	95
229	たつの市	207	206	205	203	202
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	89	89	89	89	89
382	播磨町	119	119	119	119	119
443	福崎町	33	33	34	34	35
464	太子町	84	84	84	84	84
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	17	17	16	16	16
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	312	311	310	309	307
925	中播北部行政事務組合	40	40	40	40	40
	上記の合算量	13,995	13,690	13,399	13,204	13,006

神戸市の収集量	5,070	4,780	4,490	4,330	4,170
神戸市を除く40市町の合計収集量	8,925	8,910	8,909	8,874	8,836

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表17 別ルートで再資源化される茶色ガラスびんの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	1,670	1,570	1,470	1,410	1,350
201	姫路市	1,158	1,152	1,146	1,142	1,138
202	尼崎市	757	779	801	800	799
203	明石市	466	467	468	469	470
204	西宮市	697	703	709	715	721
205	洲本市	120	130	140	140	140
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	403	402	401	400	399
208	相生市	90	89	88	87	86
209	豊岡市	316	315	315	313	311
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	99	99	99	99	99
214	宝塚市	236	228	221	214	206
215	三木市	142	139	137	135	133
216	高砂市	9	9	9	9	9
217	川西市	283	285	287	288	290
218	小野市	129	128	126	124	123
219	三田市	235	235	235	235	234
220	加西市	158	159	162	165	168
221	篠山市	88	89	90	91	91
222	養父市	113	115	114	114	112
223	丹波市	242	238	236	236	236
224	南あわじ市	23	2	2	2	2
225	朝来市	144	144	143	143	143
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	104	100	97	94	91
229	たつの市	139	138	138	137	136
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	64	64	64	64	64
382	播磨町	69	69	69	69	69
443	福崎町	33	33	34	34	35
464	太子町	57	57	57	57	57
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	39	39	39	38	38
585	香美町	19	19	19	19	19
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	276	275	274	273	272
925	中播北部行政事務組合	39	39	39	39	39
	上記の合算量	8,417	8,310	8,229	8,155	8,080

神戸市の収集量	1,670	1,570	1,470	1,410	1,350
神戸市を除く40市町の合計収集量	6,747	6,740	6,759	6,745	6,730

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表18 別ルートで再資源化されるその他ガラスびんの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	820	790	750	730	720
201	姫路市	446	444	0	0	0
202	尼崎市	194	200	206	206	205
203	明石市	73	55	41	30	22
204	西宮市	221	222	224	225	227
205	洲本市	26	28	30	30	30
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	253	252	251	250	249
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	20	20	20	20	20
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	54	53	52	51	50
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	29	29	28	28	28
219	三田市	130	130	129	130	129
220	加西市	35	36	37	38	39
221	篠山市	14	14	15	15	15
222	養父市	11	11	11	11	11
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	0	0	0	0	0
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	22	21	20	20	19
229	たつの市	171	170	169	168	167
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	21	21	21	21	21
382	播磨町	24	24	24	24	24
443	福崎町	28	28	29	29	30
464	太子町	69	69	69	69	69
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	0	0	8	8	10
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	40	40	39	39	38
829	北播磨清掃事務組合	58	57	57	57	57
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
上記の合算量		2,759	2,714	2,230	2,199	2,180

神戸市の収集量	820	790	750	730	720
神戸市を除く40市町の合計収集量	1,939	1,924	1,480	1,469	1,460

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表19 別ルートで再資源化されるその他紙製容器包装の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	150	150	150	150	150
201	姫路市	3,704	3,685	3,666	3,653	3,640
202	尼崎市	1,002	1,002	1,002	1,000	999
203	明石市	1,716	1,736	1,758	1,778	1,798
204	西宮市	382	385	388	393	395
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	304	356	409	464	515
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	215	214	213	212	211
210	加古川市	0	0	890	1,780	1,779
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	418	460	506	556	612
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	1	1
221	篠山市	0	0	40	40	40
222	養父市	2	4	162	160	158
223	丹波市	14	14	14	15	15
224	南あわじ市	0	0	0	0	0
225	朝来市	137	156	175	193	192
226	淡路市	24	24	24	24	24
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	20	27	38	54	75
229	たつの市	241	240	238	237	236
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	158	158	158	158	158
382	播磨町	27	27	27	27	27
443	福崎町	140	147	147	154	154
464	太子町	89	89	89	89	89
481	上郡町	1	1	1	1	1
501	佐用町	0	0	1	1	1
585	香美町	10	10	10	10	10
586	新温泉町	32	32	32	32	32
829	北播磨清掃事務組合	69	68	68	68	68
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
上記の合算量		8,855	8,985	10,206	11,250	11,380

神戸市の収集量	150	150	150	150	150
神戸市を除く40市町の合計収集量	8,705	8,835	10,056	11,100	11,230

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。



○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表20 別ルートで再資源化されるペットボトルの見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	400	410	430	450	470
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	1,354	1,443	1,533	1,531	1,528
203	明石市	537	547	558	568	578
204	西宮市	527	532	537	541	545
205	洲本市	65	70	72	72	72
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	429	428	427	426	424
208	相生市	80	78	76	74	72
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	57	57	57	57	56
214	宝塚市	380	390	401	412	422
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	200	0	0	0	0
218	小野市	34	34	33	33	32
219	三田市	170	175	180	186	190
220	加西市	48	49	50	51	52
221	篠山市	65	66	67	67	67
222	養父市	23	23	22	22	22
223	丹波市	121	119	118	117	117
224	南あわじ市	61	0	0	0	0
225	朝来市	48	48	47	47	47
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	26	27	27	28	29
229	たつの市	73	72	72	72	71
301	猪名川町	58	60	61	62	63
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	23	25	26	28	29
464	太子町	20	20	20	20	20
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	0	0	18	18	22
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	12	12	12	12	12
	上記の合算量	4,811	4,685	4,844	4,894	4,940

神戸市の収集量	400	410	430	450	470
神戸市を除く40市町の合計収集量	4,411	4,275	4,414	4,444	4,470

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表21 別ルートで再資源化されるその他プラスチック製容器包装の見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	280	280	280	280	280
201	姫路市	4,613	4,589	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	2,465
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	400	399	398	397	396
208	相生市	30	30	30	30	30
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	962	984	985	970	941
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	18	18	19	19	20
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	30	31	34	36	36
224	南あわじ市	4	0	0	0	0
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	21	21	21	21	21
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	9	9	9	9	9
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	0	0	53	53	65
585	香美町	401	405	405	405	405
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	128	128	128	128	128
	上記の合算量	6,896	6,894	2,362	2,348	4,796

神戸市の収集量	280	280	280	280	280
神戸市を除く40市町の合計収集量	6,616	6,614	2,082	2,068	4,516

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表21の2 別ルートで再資源化されるその他プラスチック製容器包装(白色トレイ収集を含まない)の見込量  
(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	0	0	0	0	0
201	姫路市	4,613	4,589	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	2,319
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	400	399	398	397	396
208	相生市	0	0	0	0	0
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	962	984	985	970	941
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	0	0	0	0	0
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	0	0	0	0	0
224	南あわじ市	0	0	0	0	0
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	21	21	21	21	21
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	9	9	9	9	9
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	0	0	52	52	64
585	香美町	401	405	405	405	405
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	128	128	128	128	128
	上記の合算量	6,534	6,535	1,998	1,982	4,283

神戸市の収集量	0	0	0	0	0
神戸市を除く40市町の合計収集量	6,534	6,535	1,998	1,982	4,283

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

○市町別の特定分別基準適合物\*ごとの見込量(別ルート\*\*で再資源化される量)

(法第9条第2項第2号の規定による)

別表22 別ルートで再資源化されるその他プラスチック製容器包装のうち白色トレイのみの収集分の見込量  
(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	280	280	280	280	280
201	姫路市	0	0	0	0	0
202	尼崎市	0	0	0	0	0
203	明石市	0	0	0	0	0
204	西宮市	0	0	0	0	146
205	洲本市	0	0	0	0	0
206	芦屋市	0	0	0	0	0
207	伊丹市	0	0	0	0	0
208	相生市	30	30	30	30	30
209	豊岡市	0	0	0	0	0
210	加古川市	0	0	0	0	0
212	赤穂市	0	0	0	0	0
214	宝塚市	0	0	0	0	0
215	三木市	0	0	0	0	0
216	高砂市	0	0	0	0	0
217	川西市	0	0	0	0	0
218	小野市	0	0	0	0	0
219	三田市	0	0	0	0	0
220	加西市	18	18	19	19	20
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	0	0	0	0	0
223	丹波市	30	31	34	36	36
224	南あわじ市	4	0	0	0	0
225	朝来市	0	0	0	0	0
226	淡路市	0	0	0	0	0
227	宍粟市	0	0	0	0	0
228	加東市	0	0	0	0	0
229	たつの市	0	0	0	0	0
301	猪名川町	0	0	0	0	0
381	稲美町	0	0	0	0	0
382	播磨町	0	0	0	0	0
443	福崎町	0	0	0	0	0
464	太子町	0	0	0	0	0
481	上郡町	0	0	0	0	0
501	佐用町	0	0	1	1	1
585	香美町	0	0	0	0	0
586	新温泉町	0	0	0	0	0
829	北播磨清掃事務組合	0	0	0	0	0
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
	上記の合算量	362	359	364	366	513

神戸市の収集量	280	280	280	280	280
神戸市を除く40市町の合計収集量	82	79	84	86	233

\* : 特定分別基準適合物とは、市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものをいう。  
品目としては、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、その他紙、ペットボトル、その他プラを指す。

\* \* : 別ルートとは、指定法人に引き渡すルートとは別の、市町等が独自に再資源化を行うルートを指す。

〇市町別の法第2条6項に規定する主務省令で定める物\*の見込量

(法第9条第4項第3号の規定による)

別表23 スチール缶の収集見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	2,050	1,950	1,860	1,730	1,600
201	姫路市	858	854	850	847	844
202	尼崎市	991	1,084	1,176	1,174	1,173
203	明石市	397	397	397	397	397
204	西宮市	2,027	2,044	2,061	2,085	2,096
205	洲本市	40	45	49	49	49
206	芦屋市	174	176	179	180	181
207	伊丹市	1,356	1,353	1,350	1,346	1,342
208	相生市	60	59	58	57	56
209	豊岡市	183	183	182	181	181
210	加古川市	314	299	283	270	256
212	赤穂市	97	97	97	97	97
214	宝塚市	546	535	524	512	501
215	三木市	178	171	165	159	154
216	高砂市	152	151	151	151	150
217	川西市	369	371	374	376	378
218	小野市	122	121	119	118	117
219	三田市	513	513	512	513	510
220	加西市	144	147	150	153	156
221	篠山市	122	124	125	127	127
222	養父市	93	91	89	88	86
223	丹波市	258	255	254	251	251
224	南あわじ市	97	96	95	95	94
225	朝来市	97	95	92	89	87
226	淡路市	73	72	71	70	69
227	宍粟市	174	180	282	294	306
228	加東市	59	54	50	45	41
229	たつの市	141	141	140	139	138
301	猪名川町	93	95	97	99	100
381	稲美町	38	38	38	38	38
382	播磨町	48	48	48	48	48
443	福崎町	60	61	61	62	62
464	太子町	43	43	43	43	43
481	上郡町	50	52	55	53	52
501	佐用町	60	59	59	58	57
585	香美町	71	69	68	68	68
586	新温泉町	42	41	40	39	38
829	北播磨清掃事務組合	194	193	192	192	191
925	中播北部行政事務組合	38	39	39	40	40
上記の合算量		12,422	12,396	12,475	12,333	12,174

神戸市の収集量	2,050	1,950	1,860	1,730	1,600
神戸市を除く40市町の合計収集量	10,372	10,446	10,615	10,603	10,574

\* :法第2条6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。  
品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

〇市町別の法第2条6項に規定する主務省令で定める物\*の見込量

(法第9条第4項第3号の規定による)

別表24 アルミ缶の収集見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	2,400	2,570	2,740	2,830	2,900
201	姫路市	50	50	50	50	50
202	尼崎市	254	264	275	275	274
203	明石市	374	374	374	374	374
204	西宮市	226	226	226	226	226
205	洲本市	61	66	70	70	70
206	芦屋市	53	54	54	55	55
207	伊丹市	217	217	215	215	215
208	相生市	20	20	20	20	20
209	豊岡市	118	118	118	117	117
210	加古川市	120	118	117	116	115
212	赤穂市	37	37	37	37	37
214	宝塚市	159	161	163	164	166
215	三木市	77	77	77	77	77
216	高砂市	134	133	132	132	132
217	川西市	107	107	108	109	110
218	小野市	39	39	38	38	38
219	三田市	135	135	135	136	135
220	加西市	38	39	40	41	42
221	篠山市	66	67	68	68	68
222	養父市	40	39	37	36	35
223	丹波市	86	86	86	86	86
224	南あわじ市	88	87	87	86	86
225	朝来市	63	63	64	64	65
226	淡路市	60	59	58	58	57
227	宍粟市	50	51	94	98	101
228	加東市	25	24	23	21	20
229	たつの市	101	100	100	99	99
301	猪名川町	53	54	55	56	57
381	稲美町	35	35	35	35	35
382	播磨町	43	43	43	43	43
443	福崎町	21	22	22	24	24
464	太子町	33	33	33	33	33
481	上郡町	24	25	26	25	24
501	佐用町	40	40	39	39	39
585	香美町	49	49	48	48	48
586	新温泉町	41	41	40	40	39
829	北播磨清掃事務組合	80	80	80	80	80
925	中播北部行政事務組合	37	38	38	39	39
	上記の合算量	5,654	5,841	6,065	6,160	6,231

神戸市の収集量	2,400	2,570	2,740	2,830	2,900
神戸市を除く40市町の合計収集量	3,254	3,271	3,325	3,330	3,331

\* :法第2条6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。  
品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

〇市町別の法第2条6項に規定する主務省令で定める物\*の見込量

(法第9条第4項第3号の規定による)

別表25 紙パックの収集見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	510	510	510	510	510
201	姫路市	88	88	88	88	88
202	尼崎市	190	201	211	211	210
203	明石市	35	35	35	35	35
204	西宮市	11	11	11	11	11
205	洲本市	25	27	30	30	30
206	芦屋市	14	15	15	16	16
207	伊丹市	9	9	9	9	9
208	相生市	10	10	10	10	10
209	豊岡市	9	9	9	9	9
210	加古川市	0	0	80	161	161
212	赤穂市	26	26	26	26	26
214	宝塚市	22	22	22	22	22
215	三木市	4	4	4	4	4
216	高砂市	10	10	10	10	10
217	川西市	3	3	3	3	3
218	小野市	3	3	4	4	4
219	三田市	29	29	28	29	28
220	加西市	4	4	4	4	5
221	篠山市	0	0	0	0	0
222	養父市	19	19	19	19	19
223	丹波市	32	32	32	33	33
224	南あわじ市	6	6	6	6	6
225	朝来市	1	1	1	1	1
226	淡路市	5	5	5	5	4
227	宍粟市	1	1	2	2	2
228	加東市	2	2	3	4	4
229	たつの市	16	16	16	16	16
301	猪名川町	1	1	1	1	1
381	稲美町	10	10	10	10	10
382	播磨町	11	11	11	11	11
443	福崎町	1	1	1	1	1
464	太子町	9	9	9	8	8
481	上郡町	2	3	3	3	3
501	佐用町	0	0	1	1	2
585	香美町	3	3	3	4	4
586	新温泉町	7	7	7	7	7
829	北播磨清掃事務組合	3	3	3	3	3
925	中播北部行政事務組合	0	0	0	0	0
上記の合算量		1,131	1,146	1,242	1,327	1,326

神戸市の収集量	510	510	510	510	510
神戸市を除く40市町の合計収集量	621	636	732	817	816

\* :法第2条6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。  
品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

〇市町別の法第2条6項に規定する主務省令で定める物\*の見込量

(法第9条第4項第3号の規定による)

別表26 段ボールの収集見込量

(単位:t)

コード	市町組合名\年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
100	神戸市	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150
201	姫路市	3,639	3,620	3,601	3,588	3,575
202	尼崎市	4,195	4,584	4,972	4,964	4,957
203	明石市	1,474	1,473	1,472	1,472	1,472
204	西宮市	3,214	3,233	3,251	3,276	3,288
205	洲本市	450	500	510	510	510
206	芦屋市	696	706	716	721	725
207	伊丹市	1,152	1,150	1,147	1,144	1,141
208	相生市	200	198	196	194	192
209	豊岡市	702	700	698	694	691
210	加古川市	1,912	1,906	1,900	1,894	1,888
212	赤穂市	794	793	792	792	791
214	宝塚市	2,289	2,310	2,331	2,345	2,360
215	三木市	275	516	523	521	517
216	高砂市	536	533	532	530	529
217	川西市	1,548	1,559	1,572	1,583	1,595
218	小野市	180	180	180	180	180
219	三田市	732	732	731	732	728
220	加西市	295	301	307	313	319
221	篠山市	321	322	323	324	324
222	養父市	236	232	228	222	216
223	丹波市	505	506	507	514	513
224	南あわじ市	231	229	228	226	225
225	朝来市	227	232	237	243	248
226	淡路市	571	563	555	547	539
227	宍粟市	272	277	282	288	294
228	加東市	104	109	114	119	124
229	たつの市	532	529	526	523	520
301	猪名川町	399	407	414	423	430
381	稲美町	391	391	391	391	391
382	播磨町	383	383	383	383	383
443	福崎町	114	114	117	117	120
464	太子町	343	343	343	343	343
481	上郡町	132	136	142	137	134
501	佐用町	152	150	147	146	144
585	香美町	127	128	130	130	130
586	新温泉町	486	486	486	486	486
829	北播磨清掃事務組合	924	920	917	914	910
925	中播北部行政事務組合	117	118	118	119	119
	上記の合算量	37,000	37,719	38,169	38,198	38,201

神戸市の収集量	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150
神戸市を除く40市町の合計収集量	30,850	31,569	32,019	32,048	32,051

\* :法第2条6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。  
品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。